

令和 6 年度第 1 回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

令和6年度第1回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

- | | | | | |
|---|-------|-------------------|------|------|
| 1 | 開催年月日 | 令和6年7月9日（火） | | |
| 2 | 開催場所 | 板橋区役所北館11階 第三委員会室 | | |
| 3 | 審議会委員 | 会 長 | 佐 藤 | 信 行 |
| | | 副会長 | 岩 隈 | 道 洋 |
| | | 委 員 | 飯 塚 | 亜矢子 |
| | | | 高 木 | 祥 勝 |
| | | | 河 野 | 雅 子 |
| | | | 真 野 | 英 人 |
| | | | 高 野 | 淳 美 |
| | | | 浅 野 | 衣理奈 |
| | | | 近 藤 | タカヒロ |
| | | | いがらし | 学 |
| | | | おばた | 健太郎 |
| | | | 小 柳 | しげる |
| | | | 尾 科 | 善 彦 |
| | | | 長 沼 | 豊 |
| 4 | 事 務 局 | 総務部長 | | |
| | | 区政情報課長 | | |
| | | I T推進課長 | | |
| 5 | 所 管 課 | I T推進課長 | | |
| | | 国保年金課長 | | |

午前9時30分 開会

○区政情報課長 それでは定刻となりましたので、令和6年度第1回、板橋区情報公開及び個人情報審議会を始めたいと存じます。

審議会に先立ちまして、今回、委員に交代がございましたので、進行を事務局で執り行わせていただきます。

坂本区長から委嘱状及び発令通知書をお渡しいたします。新たに委員になられた皆様におかれましては、お席にてお待ちいただき、私が名前をお呼びさせていただいたら、その場でご起立をお願いいたします。

—————委嘱状交付—————

○区政情報課長 それでは、坂本区長からご挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、おはようございます。

大変熱い中、また今日は早朝からお忙しい中にもかかわらず、板橋区の情報公開個人情報審議会に当たりまして、出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から板橋区政の関わりに取りまして、ご理解、ご協力を賜り、併せて感謝を申し上げたいと思います。また、今回新たに選任されました審議会の委員の皆様におかれましても、審議会の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、個人情報保護法が改正されまして、法律が地方公共団体に直接適用されることとなりました。板橋区におきましては、区民の個人情報を直接的に管理する基礎自治体として、板橋区個人情報保護法施行条例の整備を図りまして、昨年4月から運用しているところでございます。こちらの審議会につきましては、引き続き、個人情報の適正な収集や利用などにつきまして検証審議いただきまして、区の個人情報保護施策に資する会としていただければ幸いと思っております。

本日の審議会におきましては、議題の意見のほかに、報告事項4件についてご報告をさせていただきます。大変残念なことに、今年度につきましては、個人情報の流出に関する事故が発生しております。本日、委員の皆様には事故の報告をしなければならないことは、非常に心苦しいところではございますけれども、これらの事故を教訓にしながら、日々の業務におきましては、適正な個人情報の取扱いを確実に実行するように、改めて全庁的に取り組んでまいります。委員の皆様には、今後ともさらなるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますけれども、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の委員の皆様のご健

康、ご多幸、またご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 それでは、今年度第1回の審議会で委員の方も変わられておりますので、お手元の資料6に基づきまして、名簿の順に沿って審議会委員の皆様をご紹介します。

私がお名前をお呼びさせていただきます。お席でお立ちいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

—————委員 紹介—————

○区政情報課長 以上の15名でございます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、坂本区長は次の公務のためここで退席させていただきます。

○区長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 こちらこそ、ありがとうございました。

—————（区長 退席）—————

○区政情報課長 次に事務局の職員をご案内いたします。

初めに、総務部長の田中でございます。

○総務部長 田中です。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 IT推進課長の加藤でございます。

○IT推進課長 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 それから、私は4月に大橋の後任で参りました、区政情報課長の平田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をお願いいたします。配付資料につきましては、次第の記載のとおりでございます。過不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。会議の途中でも結構ですので、周りのスタッフにお声がけいただければと思います。

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、これからの進行につきましては佐藤会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 はい。それでは、ただいまから、令和6年度の第1回情報公開及び個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は傍聴の申出がなかったというふうに事務局から報告を受けております。

本日の議題でございますが、個人情報保護制度に基づく個別の報告が1件、そのほか事

務局から報告事項が4件ございます。効率的な議事進行に努めたいと存じますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

なお本日も関係の課長の皆さんに出席をいただいております。質問の内容によりましては、関係課長よりお答えいただくということになりますので、その点もご了解ください。

それでは初めに資料1でございます。個別報告1、標準準拠システム等構築及び運用保守業務委託について、事務局から説明を求めます。

○IT推進課長 会長、説明いたします。

○佐藤会長 はい。お願いします。

○IT推進課長 では、お手元の資料1の1ページをお開きください。

項番の1、2につきましては、基本的な情報でございますので飛ばさせていただきますし、項番3でございます。1行目から2行目にかけまして、「標準準拠システムへの移行が法定され」と記載をしてございますけれども、住民票ですとか税金ですとか、福祉など、区民の方々に身近なサービスのシステムにつきまして、現在は自治体ごとに異なっているシステムの仕様を、国の標準仕様に統一するということを国が法律で定めております。またその移行期間は、本項目の2行目末に記載のとおり、令和7年度までとされているところです。この移行のことを標準化と表現をしておりますけれども、標準化を期限内に完了するためには、受託事業者、システムの運用であるとか、提供事業者の人員・リソースを効率的に利用する必要があります。現在は区施設に限定しておりますシステム構築及び運用保守業務委託の実施場所に、受託事業者の拠点を加えることに関する保護措置を報告するものでございます。

対象システムにつきましては、この報告書では標準準拠システム等と表現しておりますけれども、具体的には、主に4ページの別紙1に掲載したシステム群になってございます。

4ページ、別紙1をご覧ください。

当区では標準化に際しまして、システムの提供事業者を切り替えるのではなく、基本的に現在運用中のシステムをバージョンアップして、標準準拠システムに移行する想定でございますので、別紙1に掲載の、区における業務システム、例えば住民記録システムは、下に書いてある括弧書きのRKKCSといったところが現在の運用事業者でございます。ここはそのまま標準準拠後もそのまま委託先となる想定でございます。

ただしナンバー10の就学のみ、標準化に対して現行受託事業者が撤退するため、新たに業者を選定したものになってございます。

6 ページ、別紙 2 をご覧ください。

各業務システムで保有している個人情報の主な項目でございます。今回お諮りいたしますのは、システム構築及び運用保守委託の実施場所に受託事業者の拠点を加えることでございますので、取り扱う個人情報の項目は既に承認済みの内容から変更はございませんけれども、参考として掲載をしたものでございます。

恐れ入りますが、資料 1 ページにお戻りください。

1 ページ真ん中より少し下に、項番 6、個人情報の保護措置を記載してございます。システム構築や運用保守自体は、現在でも委託によって実施されておりますので、既存の保護措置がございます。それが本資料では（１）から（６）でございます。これ自体は基本的な事項でございまして、また区施設内での作業もなくなるわけではございませんので存置をいたします。

実施場所に受託者拠点を加えるに当たって、新たに設定する保護措置が（７）から（１６）でございますので、２ページ目をお開きください。

（７）ガバメントクラウド上のシステムへのデータ移行を行う際は、区の拠点から L G W A N 回線またはデジタル庁が示すセキュリティ要件を満たす体制により接続することとする、でございます。

ガバメントクラウドに関しましては、隣のページ、３ページの用語解説、米印の 2 をご覧ください。簡単に申しますと、政府が整備します政府機関と自治体のためのクラウドサービス利用環境でございまして、標準準拠システムは、国が調達するガバメントクラウドの利用を前提として開発されております。そのため、現状で区が利用しておりますデータセンターからガバメントクラウド上へデータを移行することになりますけれども、この作業については大量のデータを取り扱うことになりますので、受託事業者の拠点ではなく区拠点から実施することというのを（７）で定めたものでございます。

（８）事業者の拠点とガバメントクラウドの接続には I P－V P N を用い、I P アドレス、M A C アドレスによる通信経路の限定やポート番号を限定する、でございます。I P－V P N についても、次の４ページで用語解説で少し記載をいたしましたが、拠点間の接続にプロバイダなどの通信事業者の閉域のネットワーク網を使う通信技術でございます。事業者拠点とガバメントクラウドとの接続に際しましては、I P－V P N の利用を条件といたします。

（９）リモート構築及び保守に用いる端末は、他の用途に用いない専用の端末とする。

(10) 保守端末にはウイルス対策ソフトを導入し、脆弱性診断を実施する。この2項目は、利用する端末に関する保護措置でございます。専用端末を準備し、かつ当然ですけれども、ウイルス対策をさせることで、通信についてはIP-VPNで保護し、端末も保護という形にし、セキュリティを担保いたします。

(11) は、保守端末はID・パスワード・生体認証により特定の操作者のみに取扱いを限定すると同時に、IDによるアクセス制御を行う。またパスワードについては、容易に推測されない設定とする。本項目は操作者の限定に関する規定でございます。一般的な内容でございますが、仕様等にも明記する想定でございます。

(12) 保守端末にはデータを保存しないこととする。また制御ソフトにより使用可能な外部記録媒体の制限を実施し、情報漏えい、紛失の事故防止策を講じるということでございます。本項目は、万が一、端末紛失、盗難等があった場合でも、情報漏えいが起きないように規定するものです。外部記録媒体に関しましては、(5) で原則として利用禁止としておりますけれども、重ねてその旨を記載したものです。

(13) 保守端末は、不正持ち出し及び盗難を防止するための保護措置を講じる。(11)、(12) で万が一の盗難紛失に際しての保護措置を規定しておりますけれども、そもそもの端末持ち出し、盗難防止措置を取ることを促す。

(14) 個人情報及びその他動作に関するアクセスログ、通信等の履歴について、定期的に区へ報告すること、また情報漏えい事案等事案の発生または兆候を把握した場合、区へ速やかに報告すること。(14) につきましては、区から受託事業者に対する作業監視を報告するために定めます。アクセスログ、通信等の履歴につきまして、定期的に区へ報告といたしますけれども、現状においても保守定例会等が設定されておりますので、その中で実施をいたします。情報漏えい等の事案の発生または兆候を把握した場合、区へ速やかに報告することにつきましては、現状の(1)の事故発生時の報告書の中に含まれると認識しておりますけれども、この際、改めて明確に規定をいたします。

(15) 受託事業者拠点内のリモート構築及び保守作業場所においては、入退室はIDカードまたは生体認証により行う。また作業責任者を指定し、入室目的、入退出時間、作業内容、記録媒体の有無、身分証明書を確認し、記録、管理を行う。

(16) リモート構築及び保守作業は、受託事業者執務室とは隔離した施錠可能な機密性が確保された環境で行う。また、24時間監視カメラによる機械監視を実施する。この2項目に関しては受託事業者拠点の作業環境に関する規定でございます。セキュリティレ

ベルが高い場所での作業を求めることを規定いたします。

保護措置につきましては以上でございます。

項番 7 のネットワーク構成図は参考としてご確認いただければと思います。

項番 8、実施予定でございますが、この受託事業者拠点からの構築保守につきましては、令和 6 年 6 月から順次実施をいたします。

項番 9、担当課です。別紙 1 のシステムには、IT 推進課ではなく各課が個別に導入したシステム等もございますけれども、作業場所に受託事業者拠点を加えること、受託事業者拠点からのガバメントクラウドへの接続方法や保護措置につきましては統一することが望ましいことから、IT 推進課で取りまとめてご報告するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 はい。どうもありがとうございました。

ただいまからご質問、ご意見等を承りたく存じますが、先立ちまして、私の方から若干お願いがございます。

お手元の資料 4 ページをご覧ください。

そういたしますと、標準化対象システムのうちの 12、13、14、15 というところに、区における業務システムとして福祉総合システムというものがございました。そこに受託事業者としてアイネスという企業名がございます。私は当該企業の社外取締役を兼ねておりますので、もしご質問の内容等で、この個別システムの健全性等に関する質問等々がございました場合には、私がその議事進行を取り扱うことが不適切だと考えられる場合もございます。その場合には、その論点に関しては副会長である岩隈委員に議事進行をお任せするというふうにしたいと存じます。

さらにもう一点でございますが、今、ガバメントクラウドのご説明等ございましたけれども、こういったものもプラットフォーム基盤として、地方公共団体情報システム機構、J-LIS と申しますが、提供している要素というものが用いられてございます。私は地方公共団体情報システム機構の本人確認情報保護委員会の委員長、会長を兼ねておりますので、J-LIS のシステムの健全性等について、主として話題となるようなご質問、議論が行われる場合についても、同様に私がその点に関して議事を進行することは不適切だと判断される可能性がございます。その点につきましても、同じく岩隈委員に副会長として議事進行をお譲りするということをしたいと考えます。逆に申し上げますと、今の 2 点に関わる案件以外については、私、このまま議長を務めるという形で議事を進行したいと

考えておりますが、そのような進捗でよろしゅうございましょうか。

(はい)

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、当審議会、説明責任、あるいは区民の皆様にご心配を抱かれてはとけないという観点から、若干慎重な対応をさせていただく場合があるかと思いますが、その節はよろしくどうぞお願い申し上げます。

ということで、以上を前提といたしまして、本件につきましてご質問、ご意見をいただければと存じます。どうぞ、河野委員から。

○河野委員 標準化を令和7年度までの期限内に完了するために、一時的に区の外でもやりますよということであって、完了後は元どおり区の中でだけやるということで、区の施設の中だけでやるということによろしいでしょうか。

○佐藤会長 IT推進課長、お願いいたします。

○IT推進課長 IT推進課長です。

私の方で少し説明が漏れていたかと思うんですけども、今回の標準化に際して、リモート構築保守というのを導入した後、基本的には、そのインフラというのは事業者の方で存置する形になりますので、今後も、通常外から、事業者拠点からこういった運用、保守、構築を行うということはあると考えております。何分ちょっと、SEも需給がかなり逼迫しているというところがございますので、恐らく標準化が終わった後も、そういったIT人材というのが枯渇ぎみでございますので、どうしてもそういったところの効率化というのは必要だと。ただ安全性はしっかり確認します。

○河野委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤会長 よろしいですか。

はい。ほかのご質問。どうぞ、新しく加わっていただきました、小柳委員ですね。失礼いたしました。

○小柳委員 外の事業者の方にこの作業場所を移すということですが、区の情報処理センターでも並行して、そして、外部の事業者でも作業を行うということなんですけど、外部の拠点というのは、セキュリティのところで安全なんでしょうか。区の中で行うよりも。

○佐藤会長 はい。IT推進課長、お願いします。

○IT推進課長 はい。区との比較というところについては、おおむね同等というふうに

は考えておりますけれども、今回想定しておりますのは、事業者のいわゆる社屋の中で、なおかつ通常の応接であるとか事務室とは隔離された、個人情報扱える空間というところでの作業を求めています。通常、私どもも少し視察等をさせていただいておりますけれども、ＩＴ企業においては、個人情報を扱う区画については事務室とは隔絶させて、ＩＤカード等で管理をしておりますので、その点についてかなりセキュリティが高い部分でやっておられる、やっているということで考えています。

情報処理センターに関しても、基本的にはＩＤカードでセキュリティエリアについては保護しておりますけれども、何分、区の施設ということで、他の組織も入っておりますので、不特定多数の方が立ち入ってしまうというところがございまして、そこをちょっとこう着目すると区よりも、もしかすると、この事業所の方がセキュリティにおいては高いかなというふうには考えています。

○佐藤会長 はい、どうぞ。小柳委員、ご発言ください。

○小柳委員 この標準化の作業というのは、全ての自治体で行われていると思うんですけど、ほかの事業者の中で、複数の自治体が作業を行っているということがあり得ますよね。その場合、この板橋区のものとはほか自治体のものとごっちゃになってしまう、混同してしまうということはないでしょうか。

○佐藤会長 ＩＴ推進課長、どうぞ。

○ＩＴ推進課長 複数の自治体で請け負っているというところで、例えばＮＥＣさんなんかは、ここの事業者の中で税・医療システムと出ていますけれども、もちろん、複数のところでやっておられます。日経新聞なんかでも報道されていましたが、１，５００名ぐらいのチームを組んでいるというふうに報道がございました。

ただ、各システム、各自治体のシステムに入るためには、今回の場合はまずガバメントクラウドに接続しないといけませんけれども、ガバメントクラウドに関しては各個別のその自治体ごとのＩＤが必要になります。その先のそのシステムの中に関しましても、個別のＩＤが必要になります。かなり何重にも取り違えない限りは、混同することはあり得ないという形になりますので、その点をご心配ないかと考えています。

○佐藤会長 はい。よろしいですか。小柳委員。

○小柳委員 大丈夫です。

○佐藤会長 はい。では、おばた委員、どうぞ。

○おばた委員 お願いします。

ちょっとそもそもなんですが、様々な業者さんが細かくデータへのアクセスということの許可、その作業場所ということなんですけども、そもそも業者さんが本番環境の本番データにアクセスすること、要するにデータは見られる状況にあるということでしょうか。まずは。

○佐藤会長 はい。IT推進課長、お願いします。

○IT推進課長 システム保守上、やむを得ない場合に関しては、区の許可を取った上で個人情報にアクセスすることはあり得ます。ただし、区の許可以外に、各事業者においては個人情報にアクセスする場合については、その理由であるとか、どの範囲なのかということをしてSEではなくて上長が許可をしないと、IDパスワードの権限を付与しないという形を取ってございますので、必要最小限かつ管理はしっかりさせていただくというような形でやっております。

○佐藤会長 どうぞ。おばた委員。

○おばた委員 今、そのような運用だというのは、今お聞きしたところなんですけれども、ハイセキュリティなデータの管理というところにおいては、基本的にこの業者がデータを直接セレクトするというのはあまり考えにくいのかなというか、あるべきではないというふうに思っていて、例えば、データの更新であるとか、例えば誤ったデータがあった場合でも、テスト環境でその同様の状況に対してのバッチ処理のデータを作って、それを流して、オーケーだったら本番環境で流すと。それがオーケーかどうかということを確認するプログラムをかけて、それがイエスかノーかという、本番データを見ない、見られない状況をできるだけ、できるだけというか見ないような形を取るべきだというふうに基本的には思うんですけれども。

今、それを聞いてもあれなんですけど。基本的にはそうすべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤会長 はい。課長、どうぞ。

○IT推進課長 先ほどおばた委員がおっしゃっていただいたように、検証環境での検証、それをプランした後に本番環境に当てるというのは、通常、私どもの方もやってはございます。その流れでやるということを厳守をしております。どうしても、この住民サービスの中で個別の事象の確認というところは、最小限必要になる部分も発生はすることがございまして、そこについては、範囲はもちろん絞りますけれども、個人情報に接する場面は存在する。ただ、端末等への保存、紙への焼いた場合のシュレッターの管理といったとこ

ろをしっかり厳守するという形で運用させていただくという形で考えております。

○佐藤会長 はい。おばた委員、どうぞ。

○おばた委員 分かりました。ありがとうございます。

現状、運用として致し方ないというところなのかなと思いますけれども、あるべきではないのかなというところを、改めて指摘だけはさせていただきたいと思います。

あとセキュリティルームについて何点か視察されたということですがけれども、これは、このリストにある全部の会社のセキュリティルームを確認をされたんでしょうか。

○佐藤会長 はい。IT推進課長。

○IT推進課長 現状においては、少し誤解を生じたかもしれませんが、今、契約がスタートしているのが、先ほど会長からお話があったアイネスとの契約がスタートしておるところでございます。そちらにつきましては、私も含めて視察をさせていただいております。今後、いろんな事業者が参画してくるという形になりますけれども、現実問題、場所はかなり遠隔地にある場合等もございますので、その場合については、ドキュメントでの報告という形を取らざるを得ないかなというふうに思っていますけれども、可能な限り、例えば都内であれば、そういうところについては、私もしくは担当の方で確認はしたいというふうに考えております。

○佐藤会長 はい、どうぞ。おばた委員。

○おばた委員 はい。ドキュメントでも、確認をしていただければ有効かなと思います。

最後なんですけど、今ほどちょっと心配だなと思ったのが、この情報処理センターのセキュリティが一番危険性が高いのかなというふうに思われたんですけど、そちらの認識と可能な限り、そのセキュリティルームの設置というところが、今後早急に必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○佐藤会長 IT推進課長。

○IT推進課長 情報処理センターに関しても、こういった個人情報に接する場所につきましては、現状のIDカード、あるいはさらにもう一つ、IDカードプラス認証、静脈認証、入場認証ということで保護しているものがございまして、個人情報を扱うところはそこという形をさせていただいております。

私がちょっと申し上げたのは、その階のところ、■、■、■階を私どもはIT推進課の建物になっていますけれども、そこまで入ってくることを止めることが難しいんだと思ってございますので、そこについては監視カメラ等の監視、あるいはSE等が、しっか

り作業中の画面をそのままにしないと、ログオフするということも、班で、今、運用で行っているというようなところでございます。

○佐藤会長 おばた委員、どうぞ。

○おばた委員 長くてごめんなさい。

ハイセキュリティエリアって、一般的には箱を別にして、入退室についても分けるというようなのが一般的だと思うんですけど、今、伺って、いると、パソコンに対しての生体認証というところなのかなというふうに伺ったんですが、やはりその壁を作るというのは、最低限必要だと思うんですけども。それは生体認証でやっているから大丈夫だよとか、ログオフするから大丈夫だよということにはならないと思うんですけど。ちょっとその状況の確認をお願いします。

○佐藤会長 はい。どうぞ。IT推進課長。

○IT推進課長 壁というところで関しましては、開発室の個室については施錠がされておって、認証された者しか入れないという形になってございますので、そこに不特定の方が入れるということはございません。そこはしっかり守っているというところでございます。

○おばた委員 はい、分かりました。

○佐藤会長 よろしいでしょうか。

ちょっと議事進行上のお諮りでございます。今のIT推進課長のお答えの中で、個人情報の取扱い区画について、具体的なフロアの番号が示されました。当審議会は議事録を文字起こしして、そのままアップロードするということが運用になっておりまして、会長である私も事前チェックをすることをいたしません。もうそのままで上がるということなんですが、今のご質問と回答の観点からしますと、具体的な階数について議事録の形で開示するのが適切であるかどうかについては、やや疑問がございますので、極めて異例ではございますが、その階数については、議事録上、あるいはこのインターネット上公開しているんですけども、完全に、そのまま。これについては被覆をするということによろしゅうございましょうか。

(はい)

○佐藤会長 では、異例のことではございますが、当審議会の情報公開ルールからしますと特殊でございますけれども、セキュリティ上の配慮が必要かと思いますので■、■、■という具体的な階数は、当審議会でお答えいただくのは大変結構なことではございまして、

ありがたいことなんですけれども、インターネット上で公開される議事録上は■、■、■の階数を被覆するということにしたいと存じます。ありがとうございます。

では質問を続けてお受けいたします。いかがでしょうか。

(なし)

○佐藤会長 よろしいですか。

それでは、当審議会におきましては、先ほど区長からもございましたように、国の個人情報保護法が直接適用されるということに制度を改められてから、この類の案件については、事前にご承認を求めるという形ではなくて、区の責任において実施したものについて、区民代表あるいは専門的な観点から、事後に個別にご報告を設け、懸念がある場合には意見を伝達して改善を求めるというやり方によっておりますけれども、今、ご質問の中で示されましたような点について、実施機関においてはご配慮いただくということを前提として、ただいまの報告を了承したいというふうに存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長 はい。では、そのようにいたします。では、ありがとうございました。

続きまして、個人情報に関する事故につきまして、資料2を用いましてご報告をいただきます。まず資料2、国民健康保険証の回収処理委託に関する個人情報の流出について、国保年金課長よりご報告をいただきたいと存じます。ではお願いします。

○国保年金課長 国保年金課長の浅子です。よろしくお願いいたします。

それでは資料2をご覧ください。

国民健康保険証の回収処理委託に関する個人情報の流出についてでございます。項番の1、事故の概要でございます。令和6年3月21日木曜日に行われました国民健康保険証の回収処理委託におきまして、委託業者が原因と考えられる個人情報の流出事故が発生し、同年4月1日にその事実が発覚したものでございます。

項番2、発生日時につきましては令和6年3月21日木曜日でございます。委託作業が行われた日でございます。

項番の3、対象者は1名でございます。

項番の4、流出した個人情報の内容は記載のとおり、被保険者証に印刷された情報になります。

項番の5、経過でございます。令和6年1月16日火曜日に、戸籍住民課窓口に不用となった国民健康保険証を対象者が持参したため、回収して、翌日、戸籍住民課から国保年

金課に引き渡しされました。そして3月21日木曜日に、国保年金課及び区内6区民事務所において回収いたしました1月16日から3月20日回収分の約1万2,400件の国民健康保険証及び発行の際に使用いたします国民健康保険証の台紙を回収処理事業者へ引き渡しいたしました。そして3月22日金曜日に、回収済みであるはずの国民健康保険証が拾得物として届いている旨、拾得地でございます葛飾区の警察署から対象者宛て連絡が入りました。そして4月1日月曜日に、対象者から国民健康保険証が拾得されていたことに関しまして区役所窓口で相談があり、流出事故が発覚いたしました。

項番の6、発生原因でございます。区窓口で回収いたしました保険証はファスナーつき袋に入れて輸送いたしまして、密閉した段ボールに入れ、鍵つきロッカーで保管をしていました。あわせて、区から処理事業者への引き渡しの際には、国保年金課職員が立会確認をいたしまして、輸送中の脱落や盗難を防ぐために、鍵つきの完全密閉車を使用して輸送していました。今回の事故発生におきましても、保険証を回収した完全密閉車につきましては、委託事業者の足立区の処理施設に直行いたしましたが、処理施設において、処理工程で仕様書に定めております、裁断等の処理を施し記載された情報を判別不可能にするという重要部分の義務が履行されず、判別不可能にできていない状態で、江東区の焼却処分場に輸送するための塵芥車、いわゆるごみ収集で使用されますパッカー車に積み込まれました。裏面でございます。その際に油分が保険証に付着し、塵芥車の内壁に貼りついてしまい、焼却処分場に行くも、焼却処分場では落ちずに、塵芥車の内壁に貼りついた状態で委託事業者の葛飾区の事業所に戻ってしまい、車を洗車する過程で、委託事業者の事業所敷地内に保険証が落下いたしました。なお、事業所敷地内に落ちた保険証は、委託事業者の職員によって拾われ、最寄りの駐在所に届けたと委託事業者より報告を受けてございます。

項番の7、再発防止策でございます。回収した保険証は国保年金課におきまして、5月23日に設置をいたしましたプラスチックフィルム対応の専用シュレッダーにおいて、即時に裁断処理を行った上で廃棄処分をいたします。また委託事業者に対しましては、本件事故を理由といたしまして、社会的信用失墜行為によります3か月間の指名停止措置を行ってございます。期間につきましては令和6年5月10日から8月9日までの3か月間となります。なお資料には記載しておりませんが、6月17日に被害者である対象者に対しまして、謝罪と事故報告を行いまして、対象者が健康保険証回収のために支払った交通費、悪用防止のために個人信用情報機関に支払った登録料を区へご請求いただくことをご了承

いただきました。今後は対象者との示談を取り交わしまして、今回の原因となりました委託事業者につきましては、委託内容の不履行を理由として、不当利得の返還請求、事故による超過勤務や緊急の立会調査の交通費などの約３５万円程度を損害賠償請求等を行う予定でございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

○佐藤会長 はい。どうも、課長、ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等をお願いいたします。はい、どうぞ。小柳委員。

○小柳委員 この５月３０日に区の中で専用シュレッダーを設置するということだと思っておりますけれども、それまでは、なぜ外部の事業者に委託してきたのでしょうか。

○佐藤会長 はい。国保年金課長、お願いします。

○国保年金課長 国保年金課長です。今までは、一定の数量をまとめて処分をするという方法を取っておりました。そのため、契約管財課で取りまとめております再利用廃棄物の回収の処理ができないということもありましたので、個別に委託契約を結んで処理を行ってきたというところでございます。なので、一定数まとめてしまっていたからというところが原因です。

○佐藤会長 どうぞ、小柳委員。

○小柳委員 ただそうすると、やはりためている以上、やはりどこかに流出してしまう危険性も高まると思うんですね。その都度処分してといったよりも、ためてしまった方が、そういうリスクが高いと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○佐藤会長 はい。どうぞ。課長。

○国保年金課長 国保年金課長です。

おっしゃるとおりでございます。現在の運用としては、即時にシュレッダーをさせていただいているというところでございます。

○佐藤会長 はい。小柳委員、よろしいですか。

はい。ほかはいかがでございましょう。どうぞ、浅野委員。

○浅野委員 この委託の事業者につきまして、以前も委託事業者のミスによるこういった個人情報流出というものが見られたかと思うんですけれども、先ほども伺ったとおり、委託事業者の選定に当たっては、自ら足を運ばれたりして、いろいろな面で見ているということは、私も承ったんですけれども、委託業者を一度選定した後に、外部監査のような形で、こういった、今、重要な部分の義務が履行されずとありましたけれども、

こういったことというのは、たまたまこの1回発生しただけではなく、もしかしたらずっとあったかもしれないことかと思うんですが、そういった意味では、外部監査などの、選定してからのフォローということはされていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤会長 はい。どうぞ、課長。

○国保年金課長 国保年金課長です。

選定してからなんですけれども、今回の場合、今回の事故を起こした事業者に対しましては現地調査を行っておりませんでした。なので、どのような処理をされているかというのを、現地で確認をしていないということでございます。

今回、事故を起こした事業者に対しまして事故報告書を提出させておるんですけれども、今回、原因となった、裁断等の処理を施し判別不可能にした上で再資源化するという、判別不可能にした状態にするという部分につきまして、今までの処理、ずっとそれが行われてきていなかったというところもございましたので、今回は令和5年度中に支払ったものに関しましては、仕様書どおりの処理をされていないということは、本来は受け取るべきではない金額を支払ったということになりますので、その全てに関して、返還、不当利得の返還請求を行うという手続を取っていくということになります。

○佐藤会長 ちょっとよろしいですか。今の個別の案件についてのご説明は大変丁寧にいただいたんですけど、ご質問の趣旨からすると、当区全体におけるこういった委託事業者の事後的なフォローアップはどうなっているかという観点かと思しますので、これはIT推進課長あるいは総務部長ですかね。区政情報課長、お願いいたします。

○区政情報課長 はい。基本的には個人情報を取り扱う委託につきましては、立入調査を委託事業者に行っているところではあるかと思います。ただし、先ほどITの件でも出ましたけれど、遠方で委託している場合もございますので、そういった場合につきましては、写真等で確認できるという状況を、区できちっと担保した上で、履行を進めていくという流れになろうかと思いますが、浅野委員からご指摘があったとおり、昨年度も1件ございましたので、今年度につきましては、来月、8月、区で個人情報強化月間というところで掲げてございますので、今、方法については内部で検討してございますが、8月に、全庁的に外部委託をしている業務につきましては確認をして、個人情報の流れについて確認をして、区政情報課の方に報告をするという流れで、現在、進めているところでございます。

○佐藤会長 はい、ありがとうございました。

浅野委員、いかがでしょうか。

○浅野委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 追加質問はよろしいですか。

ほかの委員、いかがございましょうか。じゃあ、まずおばた委員、先に。

○おばた委員 すみません。ありがとうございました。何か、せっかく、ファスナーつき袋に入れて段ボールに入れて、鍵までつけていって、嚴重に区としてはやっているのに、業者の方では裁断処理をしていなかったという、非常に何か残念なことだなというふうに思っているところです。

この委託業者の職員によって拾われというところなんですけども、これ逆に言うと、その委託業者は、こういった保険証を裁断処理を行って廃棄をするという業務を、逆に知らなかったということなのかなというふうにも思えるんですけども、そこら辺の認識というのはどうだったんでしょうか。

○佐藤会長 国保年金課長、お願いします。

○国保年金課長 国保年金課長です。

委託事業者の方に関しまして、本件の委託以外にも様々な廃棄物の処理をしておりますので、そこで働く職員としては、その一つに国保年金課で委託をしている健康保険証の裁断処理が委託されていたというところについては、心が至らなかったのではないかなというところが推察されるところでございます。

○おばた委員 分かりました。免許証もそうですけどね、その場で穴を開けて使えなくなるようにしているんで、この即時にというのは、普通そうだよねと皆さん思われると思いますので、適切な再発防止策かなというふうに思います。

○佐藤会長 はい。じゃあ、飯塚委員。

○飯塚委員 先ほど、業者に対する金銭請求ですかね、不当利得として35万円、ちょっと口頭で聞いたので、私が聞き逃しているかもしれないんですが、35万円を不当利得返還請求というお話でよろしかったですか。

○国保年金課長 はい、国保年金課長です。

35万円という金額については間違いございません。この金額の内訳なんですけれども、もともとの年間の予算が50万円程度の契約なんですけれども、今まで支払った金額といたしましては、4回の委託をしております、計20万5,920円となっております。それ以外に、今回損害賠償請求といたしましては、区の職員の超過勤務の費用として13万9,835円、それに加えて立会調査に関わる交通費として9,440円、それと

被害者の方が拾得物を受け取りに行くために支払った交通費であつたりとか、あとは個人情報情報機関へ登録した費用、これを合わせまして損害賠償請求と、あとは不当利得の返還請求をさせていただくという形になります。この不当利得の返還請求に関しましては、今、申しあげました35万円というのは、利息を含まない金額になりますので、それに利息を加えていきますので、多め、数千円程度の利息がこれに加わるというふうにご理解いただければと思います。

○飯塚委員 そうしますと、今のお話をお聞きしていると、一つは重要な義務ですよ、その部分が履行されていなかったから、こちらから払ったお金を返さない。プラス、かかった実費を負担しない、その2点だと思うんですけど、そもそも今回、情報流出をしてしまったことに対するペナルティーというんですかね、いわゆるそこも損害だと思うんですけど、その部分は含まれていない金額ということになるんでしょうか。

○国保年金課長 国保年金課長です。

情報流出をさせたということのペナルティーに関しましては、社会的信用失墜行為ということで指名停止ということで、3か月の指名停止をしておりますので、そういったところで、流出をさせたことのペナルティーは科しているものだというふうに考えてございます。

○飯塚委員 当初の委託契約の中で、そういう、いわゆる情報流出が最大の問題だと思うんですけど、万が一、そういうことが起こってしまった場合の、いわゆる損害賠償の額の予定であつたりとか、違約金の予定であるという、そういうものはもともと委託契約書の中には含まれていなかったということでしょうか。

○国保年金課長 はい。国保年金課長です。

補償する規定につきましては、契約条項の中で結んでございまして、例えば、個人情報が出た場合については、個人情報の流出に関します契約情報に基づいて補償を求めるという規定はもともとございます。今回、不当利得の返還請求にさせていただいたというところも、一つそこに関与してしまして、契約解除をしてしまうと、契約そのものがなくなってしまうという部分もありますので、その情報をそのまま効力を保たせるためにも、不当利得の返還請求をさせていただくというところでございます。

○飯塚委員 分かりました。あまり追及してもしょうがないところかと思います。すみません。

○佐藤会長 飯塚委員、弁護士でおられますので、法律構成と、できるだけ区民の皆様の

納得感が得られる損害賠償システムを利用するべきだという観点かなと。幾つかご提案、ご意見等あろうかと思いますけど。

○飯塚委員 いえいえ、すみません。

○佐藤会長 また別途、勉強会のような機会を設けた方がいい気がいたします。その節はよろしくお願いします。

他はいかがでございましょうか。

(なし)

○佐藤会長 はい。それでは本件につきましてはご報告を承ったということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして資料3であります。令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○区政情報課長 はい。では、報告させていただきます。この資料3という資料をお持ちください。

こちらの資料につきましては、当会議体に係る制度全体を概観できる内容となります。順にご説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。

令和5年度の情報公開制度の実施状況でございます。項番の1、公開請求の処理状況でございます。まず請求の人数、件数です。令和5年度につきましては、1, 410名の方から2, 065件の請求がございました。

ここで、すみません、1 ページ目、一番下の項番3をご覧ください。項番3、こちらにつきましては、過去10年間の申請件数の推移でございます。1年前の令和4年度は突出して件数が多くなってございますが、昨年度、令和5年度につきましては例年並みに戻ったというところで、この情報公開制度については広く周知されているかなというふうに考えてございます。

項番1にお戻りください。次に決定状況についてでございます。2, 065件の公開請求のうち、公開、部分公開を除く56件につきましては、何らかの理由に基づき公開してございません。非公開となった9件につきましては、主に個人に関する情報を理由に非公開としたものでございます。続きまして、不存在の39件の中で多かったものとしては、そもそも文書自体が存在しない請求だったり、文書の保存年限が過ぎて、既に廃棄されていたものが挙げられます。

次に存否応答拒否でございます。１件でございます。こちらにつきましては、公文書が存在しているか否かを答えることで、非公開情報があることを公開しているものになってしまう場合など、文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否するもので、ある、なしを答えない対応となっております。例といたしましては、私が例えば、どここの施設で保護されていた期間の記載文書全てというところで、情報公開請求があったとして、それを例えば非公開とすると、その施設で保護されていたということがそもそも分かってしまうため、存否応答拒否ということで対応させていただいております。

最後に取り下げの７件でございます。公開請求後に不要となったとの連絡が入ったもので、主に事業者さんが請求する図面等に多いケースでございます。

続きまして、項番２でございます。公文書公開請求の種類別件数です。こちらにつきましてはご覧のとおりでございます。中ほどの住環境に関する情報が１，１２７件と非常に多くなってございます。先ほど、項番３のところで、過去１０年の推移で令和４年度が突出して多い旨、ご紹介させていただきましたが、令和４年度はこの住環境に関する情報がさらに多くなってございます。その結果、２，３１３件という非常に多い数字となっております。

続きまして２ページ目をご覧ください。

こちらは令和５年度の個人情報保護制度の実施状況となります。項番１、保有個人情報開示請求の処理状況でございます。まず請求ですが、１０５名の方から２１４件の請求がございました。次に決定状況でございます。不存在８４件とありますが、多いものとしては、住民票や印鑑証明等の申請に係る情報開示でございます。例といたしましては、免許証を落とされた際に第三者が取得していないかの確認、悪用されていないことの確認のため、請求されているものが多くなってございます。

続きまして項番３、保有個人情報開示等請求の種類別数でございます。２段目の福祉に関する業務が最も多く、生活保護関係の文書などの請求となっております。

項番４、請求件数の推移でございます。令和５年度は、昨年度から１８５件減少してございますが、これは介護保険認定調査票の請求の減少によるものでございます。令和４年度までは、介護保険認定調査票の請求があった際には、区政情報課が窓口として受け付けてございましたが、令和５年４月１日に個人情報の保護に関する法律が改正されてからは、介護保険課の窓口で受け付けるようになりました。したがって、こちらに記載される件数につきましては減少しているものの、その分、介護保険課で申請を受け付けておりま

すので、実数にほぼ変化はないというふうに見ていただければ結構かと存じます。

次に3ページの5番、個人情報業務登録の状況でございます。令和6年3月31日現在で、区政全体で個人情報を取り扱う業務で登録しているものを区別、区分別に一覧にしてございます。こちらが3ページの表でございます。

続きまして次の4ページから21ページまで、広範囲に及びますけれども、4ページから21ページまでが、令和5年度になされた個人情報業務登録届出の状況を項目ごとにまとめたものでございます。4ページ、5ページ目が外部委託について、6ページが目的外利用について、7ページが外部提供について、8ページが電算処理となっております。その他として9ページから22ページにまとめてございますが、その大部分を占めますのは、9ページの下の部分から19ページの上の部分まで、右から3番目の変更内容のところに、規則改正に伴う登録というふうになっているかとございますが、こちらは先ほども申し上げました令和5年の4月1日に個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、条例、規則も改正されてございます。それに伴い、個人情報業務登録簿も変更となりました。登録簿を作成し直したことで、新規登録という形で一覧に反映されてございます。簡単に言いますと、様式が変わったので新規として改めて登録してございます。

最後に、23ページ、24ページでございます。7番、特定個人情報事務登録の状況でございます。こちらにつきましては、板橋区個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する条例に基づき登録してございますマイナンバー利用に関する事務について、管理する業務の一覧となっております。こちらにつきましては、前年度からの変更は特にございませ

ん。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○佐藤会長 はい。どうもありがとうございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。どうぞ、小柳委員。

○小柳委員 4ページなんですけれど、適用根拠とありますよね。主管課ヒアあるいは事務局承認とありますけど。あと調査委員会ですね。これはどういった違いがあるんでしょうか。

○佐藤会長 区政情報課長、お願いします。

○区政情報課長 区政情報課長です。

イメージといたしましては、一番、事務局承認というのが簡易的といいますか、既にこ

れまでも認められた、個人情報運用していいですよと認められた同じようなものについて、申請が主管課からあった場合は事務局承認、区政情報課とIT推進課の方で協議いたしまして、認めて承認しているところでございます。

続きましてのレベル感の高いものとして、主管課ヒアというのが2番目に高いレベルでございまして、こちらは仕組み自体は今まで認められたものと同じなんですけれども、例えば、システムではつなぎ先が変わってくるだとか、軽微な変更といいますか、そういったところで、私どもとIT推進課の方で、業務を行う主管課にヒアリングをして、その結果、適正であれば認めるというところでございます。

最後に一番高いレベルとして調査委員会、こちらは戸籍住民課であったり、個人情報を多く扱う主管課が集まって協議をするところでございますが、仕組み等が違う、今回、例えばIT推進課さんの方で議題1で案件が出たと思いますけれども、こういった初めて行う案件であったり、そういったところについて協議するところでございます。ですので、レベル感の違いというふうに認識していただければと存じます。

○佐藤会長 はい。小柳委員、どうぞ。

○小柳委員 すみません。この隣なんですけれども、届出の種別とありますが、これは新規と変更がありますよね。新規というのはまるっきり新しい業務という考え方でいいんでしょうか。

○区政情報課長 はい。新規は新しい業務内容というふうになります。変更につきましては、今まであったものを、例えば文言整理であったり、変更するものでございます。

○佐藤会長 はい、どうぞ。小柳委員。

○小柳委員 次に、7ページなんですけれども、ここのナンバー3と4というのは、まるっきり同じ業務のように見えますが、これは何か違いがあるんでしょうか。

○区政情報課長 よろしいでしょうか。

○佐藤会長 はいどうぞ。区政情報課長。

○小柳委員 そもそもこれは違いますね。

○区政情報課長 基本的に同じなんですけれども、よく、左から3番目の業務の名称を見ていただくと、中学校と小学校で変わってございますので、その違いでございます。

○小柳委員 2なんですけれども、ごめんなさい。

○佐藤会長 どうぞ。

○小柳委員 そうすると、2と3、4の違いというのは。

○佐藤会長 はい。区政情報課長、お分かりになりますか。

○個人情報保護係長 会長、私の方から。

○佐藤会長 はい I T 推進課長、お願いします。

○個人情報保護係長 個人情報の保護係長で、すみません。

2、3、4 基本的に一緒なんですけれども、業務の仕方で、校務に関する業務の中には小学校、中学校も合わさっている情報であったり、あとは個別に小学校に関する業務というものがあって、中学校に関する業務で分けているので、それをそれぞれ外部提供というような形で、やり取りする場合はこういった記載の仕方をさせていただくというところがございます。

○佐藤会長 よろしいですか。小柳委員。

他はいかがでございましょうか。

(なし)

○佐藤会長 よろしいですか。

それでは昨年度、令和 5 年度の状況につきましてご報告を承ったということで、確認したいと思います。特にグローマー応答拒否がきちんと機能していることは大変よいことだと思いますので、きちんと条例の運営に関してご配慮いただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは次に移ります。資料 4 でございます。令和 5 年度特定個人情報保護評価書の変更状況につきまして事務局から報告をいただきます。お願いいたします。

○区政情報課長 区政情報課長でございます。この A 4 の横の資料 4 をご覧ください。

令和 5 年度に実施した特定個人情報保護評価書の変更状況でございます。

まず、項番 1 でございます。特定個人情報保護評価書の年 1 回の見直しによる変更でございます。(1) から (3) は記載してございますが、以下の 3 点の見直しをさせていただきました。

まず、(1) でございます。令和 5 年度マイナンバー利用事務・しきい値判断の見直しについてでございます。こちらにつきましては、マイナンバー利用事務の対象者数、取扱者数を再精査するもので、基準年月日を令和 5 年 4 月 1 日に変更しているところでございます。

続きまして、(2) 組織改正に伴う担当部署・連絡先の記載変更でございます。こちらにつきましては昨年度は変更はございませんでした。

(3) 事務内容の精査等による表記等の変更でございます。こちらにつきましては、誤字や脱字による修正を行ったところでございます。

項番2、その他の理由による変更でございます。(1)につきましては、令和5年の4月1日の法改正に伴いまして、各種条例も改正されましたので、条例改正に伴いまして、文言整理をさせていただいたところでございます。

(2)につきましては、令和5年度に実施した子育て世帯の臨時特別給付の延長等に伴いまして、事務概要の追記等を行ったものでございます。具体的に、一つ下の表で例を見ながらご説明させていただきます。左端に、評価書番号1、住民基本台帳に関する事務と、一番上のものがございます。いわゆる住民票に関する事務でございます。真ん中辺りに、対象者数、57万飛んで76名というふうにございますが、こちらは要は、板橋区の人口、令和5年度4月1日付の板橋区の人口、これだけの特定個人情報を扱っていますよという情報になってございます。続きまして、取扱者数です。こちらはマイナンバー事務を取り扱う職員の人数でございます。区職員のほか、委託の人数も含まれてございます。これらを勘案しまして、判断結果として昨年度と変更なしというふうになってございます。年1回の見直し、その右の欄ですね。年1回の見直しというのが、上の項番1とリンクしてございまして、(1)のところ、令和5年度マイナンバー利用事務・しきい値判断の見直しについては、全項目を行っているところでございます。(2)のところは全て空欄になってございますが、こちらの組織改正等が行われなかったので、全て空欄というふうになってございます。(3)のところが大体のところが丸になってございますが、誤字脱字等を修正したものについては丸になってございます。一番右の欄でございます。こちらにつきましては2の(1)が条例改正があったため文言等を整理しているものについては、2の(1)というふうに記載させていただいており、2の(2)で見直しを行ったものにつきましては、子育て世帯への臨時特別給付金等の影響が出たものについては、2の(2)というふうに記載をさせていただいてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○佐藤会長 はい、どうもありがとうございました。

ご質問あればお受けいたしますけれども、その前にちょっと議長として補足いたしますと、本報告は、今、課長からご紹介いただきましたように、昨年度令和5年度に実施した特定個人情報、すなわち、マイナンバーですね。これが付番されている情報でありますけれども、これについての保護評価書の変更状況でございます。保護評価書といいますのが

3種類ございまして、基礎項目ですね、これに関するもの。それから重点項目、それから一番ボリュームが大きいのは全項目という形で、今、課長からご紹介ございました判断結果で変更なしというのが、この適用レンジが、簡単に言いますと、個人情報に関するインパクトが大きければ大きいほど、慎重な評価を行うということで全項目に向かうわけですね。インパクトが小さいものについては、基礎項目評価だけで済ませるというようなことがありますて、そここのところの変更があるかないかということを定期的にチェックし続けるということが必要だということでございまして、前年度と変更なしという、何が変わらないかという、評価書の種別のところの適用が変わらないということになります。

ということを前提といたしまして、ご質問がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

(なし)

○佐藤会長 よろしいですか。

ということで、これにつきましては報告を承ったということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次に進みまして、情報公開及び個人情報保護審査会の答申につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○区政情報課長 はい。では区政情報課長より報告させていただきます。資料5-1と5-2をご覧ください。

区では、本審議会のほかに個人情報保護審査会という会議体を設けてございます。審査会では、情報公開請求、保有個人情報開示請求に基づき開示された件につきまして、審査請求がなされたものについて審議をいただく会議体でございます。今回の報告は2件ございます。2件続けてご報告させていただきたいというふうに存じます。

まず資料5-1でございしますが、できる限りかみ砕いて口頭にて説明させていただきます。前提といたしまして、1点目のこちらは、現行法改正前の条例が適用されているものでございます。

概要について口頭で説明させていただきます。資料5-1、こちらにつきましては、区職員の処分に関する審査請求でございます。具体的には、区職員が自身に発令通知された戒告処分に関する個人情報等開示等請求に対して、板橋区長は不存在決定処分を行いました。この不存在決定処分を不服として審査請求がなされたものでございます。

結論といたしましては、本件処分とした判断は妥当であり、これを維持するものという

結論でございました。

資料５－１の２ページ目の中ほどですね。真ん中辺りに、（２）本件処分の有効性というふうに書いているかと思いますが、その（２）の上４行ですね。「条例は自己を本人とする」から、一番最後の「個人情報に該当しない」というところに、おおむねの結論が書いてございますけれども、要はここで何を書いているかといいますと、条例は自己を、自分を本人とする情報を開示対象としている一方で、請求人は、第三者が本人となっている個人情報について請求しており、請求人が本人となっている情報ではないというふうにされてございます。要は、例えば私、平田が平田の情報ではなく、佐藤会長の保有している情報を開示請求しても、それは条例が対象としているものではありませんよということで、結論づけられているものでございます。

続きまして資料の５－２をご覧ください。こちらにつきましても同様に口頭にてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、区職員の人事評価に関する審査請求でございます。具体的には、区職員が苦情相談員から手渡された結果通知書に関する保有個人情報開示請求に対して、板橋区長は全部開示決定処分を行いました。この処分を不服として審査請求がなされたものでございます。

結論といたしましては、本件処分とした判断は妥当であり、これを維持するものというものでございました。

こちらにつきましては、２ページ目をお開きください。真ん中よりちょっと上の部分の、３、審査請求の理由（２）についてというふうに、真ん中より少し上にあるかと思いますが、そのさらに上の４行ですね。「審査請求人を求めた文章は遺漏なく開示されており」から「不自然さはないと判断する」というふうに書いてある部分は根拠となる部分でございます。かみ砕いて申し上げますと、請求人がこの件につきましては、開示された文書以外についても、もっと開示すべき文書があるのではないかという主張をする一方で、答申としては、審査請求の求めた文書については遺漏なく開示されているというふうに結論づけておりまして、処分庁の決定を支持しているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○佐藤会長 はい、どうもありがとうございました。

質問、ご意見を承りたく存じますが、それに先立ちまして、議長から２点お願いがございます。

まず1点、今のご説明は、5－1に関するところで、分かりやすくご説明をかみ砕く形でご説明いただいていたわけですが、その中で、平田課長ではなく佐藤のという例示を使っていたいたんですが、そのところで簡単な言い間違いがありまして、佐藤の保有するとおっしゃられましたのは、保有者が私であるかどうかは問題ではなくて、佐藤に係る情報であるかどうか、佐藤本人とするかどうかというところでございますので、これ先ほど申し上げましたように、当審議会の議事録は文字起こしの状態で、一切編集しないままインターネットで上げますもので、念のために補正しておきたく存じます。すみません、重箱の隅をつつくようなことでございますけれども、そんなようなことでお許してください。これが1点目でございます。

もう一点でございますが、ただいまの2件の審査会の答申につきましてご報告賜りました。これからご質問、ご意見等を承りますが、大前提としてぜひお願いしたいのは、当審議会と審査会の関係でございますが、当審議会は当区におけます個人情報保護及び情報公開の制度全般についてモニタリングを行い、必要とあれば区長に対して意見を申し述べるということを責務としております。これに対しまして、審査会は個別の個人の権利利益の保護ということを中心といたしまして、個別案件についての行政処分に対する不服審査ですね。これに専門機関として意見を申し述べるということを任務としておりまして、所掌範囲が異なっております。言い換えますと、当審議会は審査会の下しました答申に対して、上級審として審査を行うというような役割を担っているわけではございません。審査会の結論が我々の中で言ったらおかしいと、言わば高等裁判所のように文句を言うということを経営義務としているわけではございませんで、当審議会にこの個別案件のご報告をいただいておりますのは、ここから得られる内容、教訓というものが、制度全体の改善に必要な情報であると、そういった場合にですね、ここから得られた問題点を、例えば、条例改正に反映するための議論というものをいただき、そして、それを区長に上申していくといったような流れでございます。そういった観点から、ご質問、ご意見等、これから賜りますけれども、今の点をお含みおきいただきまして、副審、つまり上級審としてこの判断についてチェックをするという役割ではないということを前提とした上で、ご意見、ご質問等いただければというふうに考えております。

今回、委員が数名交代されましたもので、ちょっと失礼かもしれませんが、役割分担につきまして、念のためもう一回確認させていただきました。以上でございます。

ということを前提として、ご質問いかがでございましょうか。

(なし)

○佐藤会長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、本件につきましてもご報告を承りましたということにいたします。

報告事項につきましては以上でございます。

続きまして、特に追加のご発言等がないようでございますたら、私の方で用意いたしました議題、以上でございますので、閉会といたたく存じます。よろしゅうございましょうか。

高木委員、どうぞ。

○高木委員 的外れな質問かもしれませんが、さっき、マイナンバーカードですね、今、実際に発行したのが板橋区で何割ぐらいありますか。大ざっぱで結構ですが。

○佐藤会長 はい。IT推進課長。

○IT推進課長 はい。記録でございますけども75%は超えていたかと。

○高木委員 そうですか。例の保険証との関係で、かなりあたふたして取ったりしている人がいたり、なかったりということで、ちょっとそんなのがあったものですから。かなり取っているんですね。分かりました。ありがとうございました。すみません、どうも。

○区政情報課長 4月の末日現在で75.9%になるそうです。

○佐藤会長 4月末日現在ですね。はい、ありがとうございました。

ほかに一般的なことでも結構でございます。よろしいですか。

それでは、本日は以上をもちまして閉会といたします。

では、事務局の方にコントロールをお戻しいたします。

○区政情報課長 はい。本日は皆様ありがとうございました。

次第の下の部分にも記載してございますが、次回の審議会につきましては11月8日の金曜日9時30分から、場所はこちら、全く同じところですね。区役所11階第三委員会室を予定してございます。正式な開催のご案内につきましては、事務局より改めてご通知申し上げます。

本日はお忙しい中ご足労いただき、誠にありがとうございました。

午前10時50分 閉会